（様式2）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

（申請者）

所在地

法人・団体名

代表者名

「2025年度　米国・東海岸におけるライフサイエンス系スタートアップ現地支援ネットワーク構築業務」業務委託(以下「本契約」という。)に関するプロポーザルに参加するにあたり、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定。以下、「暴力団等排除要綱」という。）第5条各号に基づき、神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項について事実に相違ないことを誓約します。

１．後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

２．プロポーザルに参加する等で知り得た市の情報（紙媒体の書類も含む）については、この用途以外に使用しない他、外部に漏らしません。

記

（１）暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。

（２）暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため兵庫県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

（３）暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)としません。また、兵庫県警への照会の結果又は兵庫県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

（４）当該契約に関して元請として下請等と契約を締結する際、暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの確認を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が兵庫県警に照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。

（５）暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、兵庫県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。